

令和 8 年度 人間ドック利用申込みについて 【申込フォーム受付用】

(受付期間：令和 7 年 1 1 月 2 1 日午後 5 時まで)

1 助成対象者等

令和 8 年度において、30 歳以上の組合員と 35 歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者（女性ドックは 40 歳以上の組合員及び被扶養配偶者）が助成対象で、受診期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までです。

なお、同一年度において、人間ドックを複数回または人間ドックと PET 検査両方の助成は受けられません。

2 人間ドックの種類及び助成金額

種 類	助 成 金 額	受診年度 60 歳の組合員
一般ドック	26,000 円 (日帰り・宿泊同額)	上限 40,000 円
婦人ドック (一般ドックに婦人検査項目が入ったもの)		
脳ドック		
女性ドック (婦人ドック（設定がない検査機関の場合は一般ドック）にマンモグラフィ検査及び乳房超音波検査が含まれたもの)	29,000 円 (日帰り・宿泊同額)	

「女性ドック」は次の場合、対象になりません。

- ・マンモグラフィ検査または乳房超音波検査いずれかのみを受診
- ・「女性ドック」の設定がない検査機関でのオプションによる受診
- ・受診年度 40 歳未満の方または任意継続組合員及び任意継続被扶養配偶者

3 申込みについて 次の二次元コードまたは URL からお申込みください。

令和 8 年度人間ドック・PET 検査利用申請フォーム（インターネット用）

<https://logoform.jp/f/UMMiM>



<申込フォームの注意事項>

- フォーム入力にあたり、組合員等記号番号・メールアドレスが必要になりますので、あらかじめご用意ください。
※ 組合員等記号番号は組合員証（保険証）のほか、資格確認書、資格情報通知書、資格情報のおしらせ、マイナポータルで確認ができます。
- このフォームから申込みができる方は、現在当組合の資格があり、令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日）まで資格継続予定の方となります。会計年度任用職員等で資格継続が未定の方は、継続が決定してから追加申込み（令和 8 年 2 月 2 日以降）にてお申込みください。
なお、申込内容は、11 月～12 月頃に所属所（お勤め先の共済事務担当課）へ提供し、令和 8 年度末まで資格の継続予定が確認できない方は自動キャンセルさせていただきます。
- 組合員等記号番号及び氏名が当組合登録情報と一致しない場合は、確認のため連絡をする場合があります。
- 従来の紙による受付は、追加申込みからとなります。
- このフォームを利用して申込みされる方は、検査機関に直接受診予約を行わないでください。
- 胃カメラ以外のオプションの予約は、令和 8 年 3 月に利用承認書が届いてから検査機関に直接予約を行ってください。
- 申込み後はいかなる場合であっても修正・再申込みは受付できません。修正等がある場合は、利用承認書を受け取ってから「6 検査日の変更・取消し等」をご参照のうえ、修正等をお願いします。
- 任意継続組合員及び任意継続被扶養配偶者の方はこのフォームから申込みできません。令和 8 年度の任意継続掛金を納付されてから、追加申込みにてお申込みください。

4 利用承認書の交付

令和8年3月中旬頃、所属所を通して「人間ドック利用承認書」を紙で交付しますので、大切に保管し、検査当日に検査機関へ提出してください。併せて組合員または被扶養配偶者の資格が確認できるもの（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード、資格情報のお知らせ、資格確認書、資格情報通知書またはマイナポータルの健康保険証情報画面のいずれか）の提示をお願いします。

※ 利用承認書を紛失した場合は、早めに共済事務担当課へ申し出てください。

5 検査機関等

「令和8年度人間ドック検査機関等一覧表」をご参照ください。なお、自己負担は一覧表の検査料金から当組合助成金額を控除した後の額ですが、検査料金等は今後変更となる場合があります。

(1) 「那須赤十字病院」は追加受付からの受付になります。詳細は「令和8年度人間ドック利用申込みについて【追加受付用】」をご覧ください。

(2) 「佐野厚生総合病院」について

受入人数に制限があるため、制限を超えた場合は当組合で決定し、結果については12月中に連絡します。

6 検査日の変更・取消し等

(1) 利用承認書の交付後に検査日・検査コースを変更する場合は、検査機関と直接調整してください。当組合への連絡は不要です。利用承認書は受診者自身で訂正してください。

(2) 検査機関を変更する場合は、変更前の検査機関へ取消連絡と新たな検査機関に直接予約を行ってから、変更前の利用承認書と変更後の利用申請書を共済事務担当課へ提出してください。

(3) 利用を取消しする場合、または組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の資格を喪失した場合は、検査機関に直接連絡してから、利用承認書を共済事務担当課へ返却してください。

なお、資格喪失日以降に受診し助成を受けた場合は、後日返還請求を行います。

(4) 日程・コースの変更や利用取消しは、利用承認書が手元に届く前には行わないでください（資格喪失による取消を除く。）。

(5) 検査希望年月日を基に検査機関が検査日を指定しますので、指定された検査日に受診できないときは、早めに検査機関と直接調整を行ってください。

7 特定健康診査について

当組合の指定する検査機関は、特定健康診査の検査項目を含んでいますので、人間ドックを受診する被扶養配偶者及び任意継続組合員には「特定健康診査受診券」を発行していません。

8 一部検査機関の脳ドックについて

「栃木県済生会宇都宮病院」「藤井脳神経外科病院」「那須赤十字病院」「本島総合病院」での脳ドックは、労働安全衛生法上の法定項目をすべて満たしていないため、組合員は別途職場の健康診断が必要です。

9 個人情報について

(1) フォームに入力された個人情報は、メールアドレスを除いて受付事務処理のために検査機関へ提供しますが、当該事由以外の目的には使用しません。

(2) 人間ドック検査項目のうち、厚生労働省令で定める特定健康診査の検査項目については、高齢者の医療の確保に関する法律第22条及び第25条の規定に基づき、検査機関から結果の提供を受け、継続的に保存するとともに、当該保健指導の結果についても保存します。なお、受診の結果、特定保健指導の対象となった場合は、当該結果等を当組合が委託する保健指導業務機関へ提供します。

(3) 健康管理のために所属所から受診結果の依頼があった場合は提供します。